

函館市LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー
派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業等における性の多様性を尊重した取組みを促進するため、市内の事業所等へLGBTフレンドリー企業推進アドバイザーを派遣する事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LGBTとは、多様な性自認や性的指向を持つ人、いわゆる性的少数者をいう。
- (2) LGBTフレンドリー企業とは、LGBTが自分らしく働ける職場づくりや、LGBTに配慮した顧客サービスなどの取組みを行う企業のこと。
- (3) 事業所等とは、市内の事業所および事業者団体
- (4) LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）とは、社会保険労務士等の専門知識を有し、企業におけるLGBTに配慮した取組みに関する支援を行うことができる団体で、市長が選任したものをいう。

(事業内容)

第3条 事業における実施内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) LGBTに関する研修やセミナー講師として派遣
- (2) LGBTに配慮した取組みの推進を支援するための派遣

2 アドバイザーの派遣時間および派遣回数は次のとおりとする。

- (1) 派遣時間 2時間以内
- (2) 派遣回数 1事業所等あたり3回以内

(派遣の申込み)

第4条 アドバイザーの派遣を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、派遣希望の概ね1月前までに派遣申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込があったときは、その内容を審査し、アドバイザーの派遣を適当と認めるときは、申込者に対して派遣決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、アドバイザーに対し、派遣依頼書（様式第3号）に派遣申込書の写しを添付して依頼するものとする。

（報告書の提出）

第5条 アドバイザーは、派遣完了後、派遣業務報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 申込者は、派遣完了後に完了報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（経費負担）

第6条 市は、予算の範囲内において、アドバイザーの派遣に係る謝金を負担するものとする。

（秘密保持）

第7条 アドバイザーは、職務上知り得た情報について本事業の目的以外に使用してはならず、他に漏らしてはならない。

なお、アドバイザーの職を退いた後も同様とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月24日から施行する。